
	<h2>明治安田生命保険相互会社と 健康増進に関する連携協定を締結</h2> <p>～区民の健康維持・増進に取り組みます～</p>
協定締結日	12月19日（月）
<p>19日、区は、明治安田生命保険相互会社（以下、「明治安田生命」）と健康増進に関する連携協定を締結しました。</p> <p>区と明治安田生命は、以前から健康増進に関するセミナーや認知機能測定等の各種測定会を連携して実施してきました。本協定締結により、健康づくりや高齢者対策などの分野で連携・協力を更に強化し、区民の健康増進や区民サービスの向上を図ります。</p> <p>協定締結式では、森田 泰子（もりた やすこ）練馬区副区長が、「力を合わせ、地域の健康づくりや高齢者の健康増進に取り組んでいきたい」とあいさつし、明治安田生命の池袋支社長 中井 勝敏（なかい まさとし）氏と協定書を取り交わしました。</p> <div data-bbox="1029 510 1468 801"></div> <p data-bbox="1157 817 1332 846">【締結式の様子】</p>	

【協定内容】

- ① 健康づくりに関すること
- ② 高齢者対策に関すること
- ③ その他の健康増進に関すること

【今後の取組】

協定締結以前から、区と明治安田生命で事業連携として実施していた、健康増進に関するセミナーや認知機能測定等の各種測定会を引き続き実施し、区民の健康維持・増進に取り組みます。

また、区主催イベントでの連携や明治安田生命のネットワークを活用した区の施策のPRなどに協働で取り組んでいく考えです。

（参考）明治安田生命相互保険会社（取締役代表執行役社長：永島 英器／ながしま ひでき）について

明治安田生命が展開している「地元の元気プロジェクト※」の一環として、同社の区内営業網や全国規模のネットワークおよび関係各方面との広範な連携を活用して、地域社会の発展に取り組んでいる。また、練馬区内には、練馬と大泉の2か所に営業所を構えている。

※ 同社従業員が「ひと」や「職場」、「まち」をつなぐ担い手となり、地域にあたたかい「つながり」をお届けすることで、地域のみなさまの暮らしの充実や地域課題の解決に貢献する全社横断の取組み。

【問い合わせ】練馬区 健康推進課 計画調整係 電話 03-5984-1608

練馬区と明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定書

練馬区（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、健康増進に関する取組を推進するに当たり、相互に連携・協力することについて、つぎのとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が健康増進に関する取組に関して緊密に連携し、協力することにより、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、区民の健康増進や区民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携協力事項等）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、つぎの各号に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

健康づくりに関すること。

高齢者対策に関すること。

前2号に定めるもののほか、健康増進に関すること。

2 甲および乙は、前項各号に掲げる事項について、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働して実施することが有効な事項について連携して取り組むものとする。

3 甲および乙は、前項の規定により連携して取り組むことについて合意した事項について、その具体的な実施方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲および乙は、前2項の規定により連携して取り組んだ事項について、その結果、今後の実施方法等に関して、随時協議を行うものとする。

5 本協定は、その締結をもって、乙が実施する全ての事業に関して、甲が後援、共催等をすることを保証するものではない。

6 乙は、甲と本協定を締結している旨を書面、インターネットその他の情報伝達手段を用いて対外的に示そうとする場合には、あらかじめその写し（写しを提出することができない場合はデータによることも可）を、甲に提出するものとする。

（秘密保持の義務）

第3条 甲および乙は、本協定に基づく連携・協力の実施に当たり相手方から取得した秘密情報を、相手方の事前の承諾なしに本協定に基づく連携・協力の実施以外の目的に使用してはならず、かつ、第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合および弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して個人情報以外の情報を必要な範囲で開示する場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後も、なお効力を有するものとする。

(協定の解除)

第4条 本協定は、甲または乙のいずれかの申出により解除することができる。この場合において、甲または乙は、本協定を解除しようとする日の1月前までに相手方に書面により通知しなければならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。
2 前項の有効期間満了の日の1か月前までに、甲または乙のいずれからも書面による別段の意思表示がないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度、甲および乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

令和 4年 12月 19日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
甲 練馬区
練馬区長 前川 耀 男

東京都豊島区東池袋一丁目27番12号
乙 明治安田生命保険相互会社
池袋支社 支社長 中 井 勝 敏